

瀬戸市消防本部訓令第2号

消防本部

消防署

瀬戸市火災予防違反処理規程（平成15年瀬戸市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月29日

瀬戸市消防長 鈴木鉄馬

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(警告書等の交付手続)</p> <p>第22条 この訓令に定める警告書、命令書、認定取消書、催告書、命令解除通知書、資料提出命令書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行するときは、原則として、関係者等に直接交付し、受領書に署名を求めるものとする。ただし、事情によっては、内容証明若しくは配達証明の取扱による郵便又は公示送達の方法によることができる。</p> | <p>(警告書等の交付手続)</p> <p>第22条 この訓令に定める警告書、命令書、認定取消書、催告書、命令解除通知書、資料提出命令書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行するときは、原則として、関係者等に直接交付し、受領書に署名<u>押印</u>を求めるものとする。ただし、事情によっては、内容証明若しくは配達証明の取扱による郵便又は公示送達の方法によることができる。</p> |

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。